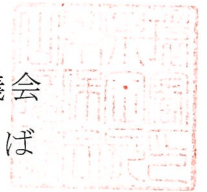


環 審 第 9 号  
令和 2 年 3 月 2 6 日

山 梨 県 知 事  
長 崎 幸 太 郎 殿

山梨県環境保全審議会  
会長 風 間 ふ た ば



山梨県環境保全審議会への諮問等について (答申)

令和2年2月12日付け森環総第2981号-1にて諮問のあった事項については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月27日開催予定の審議会が開催できないことから、山梨県環境保全審議会運営規程第6条第1項の規定に基づき、温泉部会の議決を審議会の議決としたため、次のとおり答申します。

諮問事項

温泉法に基づく動力装置の許可について

**温泉部会の審議結果のとおり「条件を付して許可相当」**

※ 温泉部会の議決 (令和2年2月20日開催)

条件を付して許可することが相当である

条件：揚湯量は1分間に200リットルを限度とすること